

千葉市行旅病人及行旅死亡人取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号。以下「法」という。）及び千葉市行旅病人及行旅死亡人取扱施行細則（千葉市規則第49号。以下「細則」という。）に基づく行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関し、救護義務者・費用弁償手続き等必要な事項を定める。

(委任)

第2条 市長は、行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに係る事務を区長に委任するものとする。

(救護義務者)

第3条 区長は、法第2条、第3条並びに第8条及び規則第2条の規定により行旅病人も若しくはその同伴者又は行旅死亡人の同伴者（以下「被救護者」という。）を救護し、被救護者の扶養義務者又は同居の親族（以下「扶養義務者等」という。）又は法第5条に掲げる公共団体に対し通知する義務を負う。

(費用弁償)

第4条 区長は、行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに係る費用の弁償が得られないときは、法第5条及び法第13条の規定によりその費用を負担しなければならない。ただし、後日扶養義務者等又は引取り者が判明したときはすみやかに規則第7条による費用弁償手続きを行うものとする。

(生活保護の適用)

第5条 区長は、被救護者が入院したときは必要に応じて生活保護法を適用させることができる。

(死亡人の取扱)

第6条 区長は、行旅死亡人が発生したときは法第7条から第12条の規定によりすみやかに必要な手続きをとらなければならない。

2 区長は、引取り者のいない死体を火葬したときは、市長の指定する保管場所に遺骨を保管しなければならない。

(報告)

第7条 区長は、行旅病人及び行旅死亡人の取扱いをしたときは、各月の取扱い状況を行旅死亡人及び同死亡人取扱報告書（別紙様式）により翌月10日までに保護課に報

告しなければならない

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

別紙様式

行旅病人取扱報告書 (平成 年 月分)

福祉事務所

区分	発生年月日	病人氏名	医療機関名	入院・外来	国籍	入国年月日	在留資格	外録有無	備考
1	・ ・					・ ・			
2	・ ・					・ ・			
3	・ ・					・ ・			
4	・ ・					・ ・			
5	・ ・					・ ・			

(注) 在留資格については、出入国管理及び難民認定法第2条の2、別表1・別表2による資格等

行旅死亡人取扱報告書 (平成 年 月分)

福祉事務所

区分	発生年月日	発生場所	死亡人氏名	性別	年齢	納骨壇 NO	備考 献体の有無等
1	・ ・						
2	・ ・						
3	・ ・						
4	・ ・						
5	・ ・						